

都市計画道路の廃止に伴う 利害関係のある方への影響について

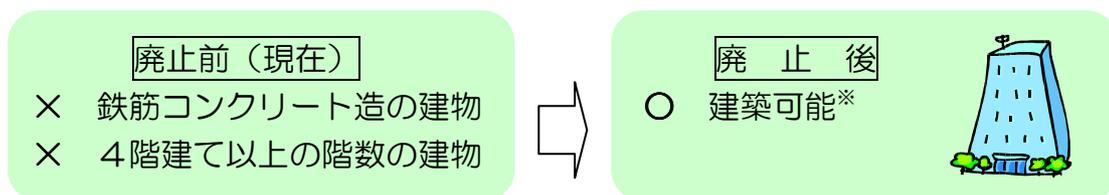
都市計画道路の廃止に伴って、利害関係者の皆様方への影響については、次のような事項が考えられます。

建築制限を受けなくなる（都市計画法第53条）

都市計画道路区域内における建築物の建築については、都市計画法53条による許可が必要となっており、建築制限が行われていました。

都市計画道路の廃止後は、**建築制限を受けなくなります。**

※建築制限を受けなくなるのは、都市計画変更の告示が行われた日以降となります。



※ただし、その土地における制限（用途地域等）により、建築できる建物は異なり、他の法令上の制限をクリアする必要があります。（例：第一種低層住居専用地域ならば絶対高さ10m）

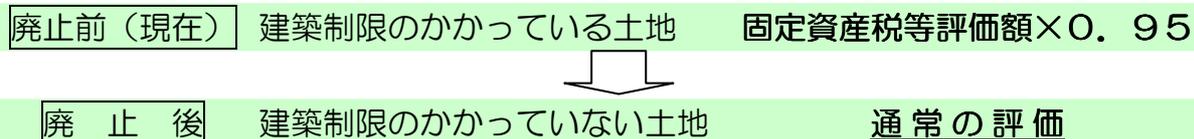
立ち退き等の必要がなくなる

都市計画道路区域内の土地については、道路の事業着手の段階になると、土地をお譲りいただくこととなりますが、事業の計画自体がなくなるので、立ち退き等の必要がなくなり、住み続けることができるようになります。

固定資産税等評価額の補正率がなくなる

都市計画道路区域内の土地には、建築制限が行われているため、固定資産税等の土地の評価額に対し、5%の軽減補正率をかけていました。**次の評価替えの時点（平成27年1月）から、その補正がなくなるため、評価額が上昇します。**

ただし、補正がなくなったからといって、必ずしも固定資産税額が上がるというわけではありません。それぞれの土地の状況等により異なります。



お問い合わせ

都市計画道路、建築制限に関すること、廃止の手続き全般については

藤沢市 計画建築部 都市計画課 都市政策担当

Tel.0466-25-1111 内線 4213

土地の評価については

藤沢市 財務部 資産税課 土地担当

Tel.0466-25-1111 内線 2352